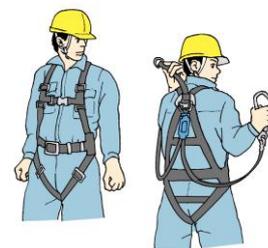


フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第59条の規定により、高さが2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところで、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- 当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

- 「安全带」の名称が「墜落制止用器具」に改められます。
- 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります。
- 墜落制止用器具は、2022年1月2日からは、新規格の物しか使用できません。
- 本講習は、従来の胴ベルト型と比べて装着方法が複雑なことや、適切な使用方法を守らないと災害の危険性が高まるため特別教育が義務付けられました。



申込方法

- 受付開始：原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切：開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法：窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

特に制限はありません。

講習科目 講習時間

	科目	時間		科目	時間
学 科	作業に関する知識	1時間	学 科	労働災害の防止に関する知識	1時間
	墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限り)に関する知識	2時間		関係法令	0.5時間
			実 技	墜落制止用器具の使用手法等	1.5時間
合計 学科:4.5時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実技:1.5時間 … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。 注) 全ての方に全科目(実技も含む)受講して頂きます。(科目免除なし)					

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,350円	990円	10,340円
会員	8,250円		9,240円

- キャンセルの場合の取扱いは協会ホームページをご確認ください。

助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
 詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)までお問い合わせください。

修了証

- 全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- 事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)